

施設基準あり

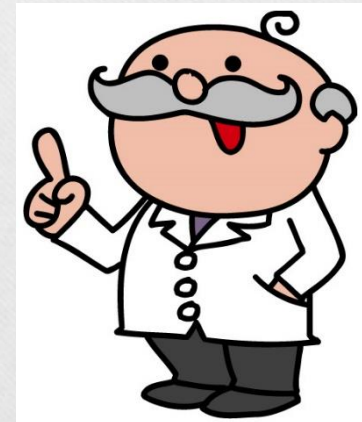
K664

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)



2014年度診療報酬のポイント

- ◆ 2014年改定で施設基準が設定されました！



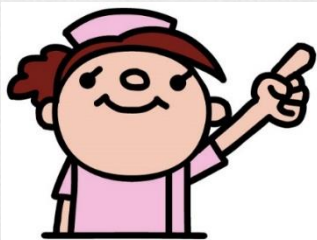
施設基準あり

K664

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

胃瘻造設術 6,070点

- K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 算定可○
- 腹腔鏡下胃瘻造設術の場合
→K931 超音波凝固切開装置等加算 算定可○



要件を満たせば、併せて算定できるものもチェックしましょう！

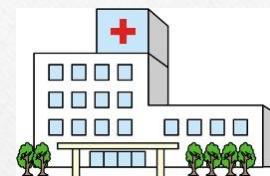
K664

新

施設基準1

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

実績1



● 次のいずれかに該当すること。

- (1) 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）の実施件数が**50件／年未満**（頭頸部悪性腫瘍患者に対する数を除く。）
 - (2) 実施件数が**50件／年以上**で、ア又はイのいずれも満たしている。
 - ア 当該保険医療機関において胃瘻造設術を行う全ての患者に対して、事前に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査を行っている。
（以下の①～⑤に該当する患者を除く。）
- ① 消化器疾患等の患者で、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設を行う患者
 - ② 炎症性腸疾患の患者で、成分栄養剤の経路として胃瘻造設が必要な患者
 - ③ 食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等の食道や胃噴門部の疾患によって胃瘻造設が必要な患者
 - ④ 意識障害等があり嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施が危険であると判断される患者（ただし、意識障害が回復し、安全に嚥下造影又は内視鏡下嚥下機能検査の実施可能と判断された場合は、速やかに実施すること。）
 - ⑤ 顔面外傷により嚥下困難な患者

K664

新

施設基準1

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

実績2

(2) イ 経口摂取以外の栄養方法患者で、①又は②のいずれかに該当する患者（転院・退院患者を含む。）の合計数（ウに該当する患者を除く）の3割5分以上を、鼻腔栄養導入日又は胃瘻造設日から起算して1年以内に経口摂取のみの状態へ回復させていること。

- ① 他の保険医療機関等からの紹介患者で、鼻腔栄養又は胃瘻患者であって、当該保険医療機関において、摂食機能療法を実施患者
- ② 当該保険医療機関で新たに鼻腔栄養導入又は胃瘻造設患者

■「経口摂取のみの状態」とは・・・

- ア 鼻腔栄養の患者：経鼻経管を抜去した上で、1か月以上栄養方法が経口摂取のみの状態
- イ 胃瘻患者：胃瘻抜去術又は胃瘻閉鎖術を実施し、かつ、1か月以上栄養方法が経口摂取のみの状態

イから除外の患者については次のページへ



K664

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

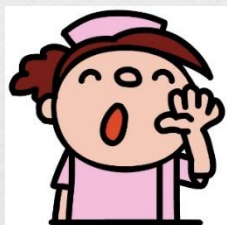
新

施設基準1

実績3

(3) ウ 以下の①～⑥の患者はイの合計数には含まない。

- ① 鼻腔栄養導入日又は胃瘻造設日から起算して1年以内に死亡した患者
(経口摂取のみの状態に回復した患者を除く。)
- ② 鼻腔栄養導入日又は胃瘻造設日から起算して1か月以内に経口摂取のみの状態へ回復した患者
- ③ (2)イ①の患者で、当該保険医療機関に紹介時点で、鼻腔栄養導入日又は胃瘻造設日から起算して1年以上経過している患者
- ④ 消化器疾患等の患者で、減圧ドレナージ目的で胃瘻造設を行う患者
- ⑤ 炎症性腸疾患の患者で、成分栄養剤の経路として胃瘻造設が必要な患者
- ⑥ 食道、胃噴門部の狭窄、食道穿孔等の食道や胃噴門部の疾患によって胃瘻造設が必要な患者



■「経口摂取に回復した日」とは・・・

鼻腔栄養患者：経鼻経管を抜去した日

胃瘻患者：胃瘻抜去術又は胃瘻閉鎖術を実施した日

※「栄養方法が経口摂取のみの状態」を満たすこと。

K664

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

新

施設基準あり

算定

- 施設基準の届出をしていない保険医療機関の場合
→所定点数の100分の80で算定



■経過措置

平成27年3月31日までの間は、所定点数を算定できる。

算定不可×

- 経皮的内視鏡下胃瘻造設術で用いるカテーテル・キット
→所定点数に含まれ別算定不可×

K664

新

施設基準あり

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)

説明

- 療養上必要な事項について患者又はその家族等への説明を行う。

- 胃瘻造設の必要性
- 胃瘻管理の方法
- 胃瘻閉鎖の際に要される身体の状態 等


情報提供

- 胃瘻造設後、他の保険医療機関等に患者を紹介する場合
→以下の情報提供をすること。

- 嚥下機能評価の結果
- 嚥下機能訓練等の必要性や実施すべき内容
- 嚥下調整食の内容
(嚥下機能の観点から適切と考えられる食事形態や量の情報等を含む)
- 患者又はその家族等への説明内容 等

K664

施設基準あり

胃瘻造設術(内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。)
のポイント 

- 2014年改定で、施設基準が設定されました！

届出施設以外は所定点数の100分の80で算定するので、注意しましょう★

